

## 認可地縁団体とは（Q & A）

Q 認可地縁団体とは何ですか。

A 地方自治法等に定められた要件を満たし、手続を経て法人格を得た自治会、町内会等（一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持、形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体）のことをいいます。

婦人会やスポーツ団体のように、性別や活動の目的等が限定されているものは地縁団体とはいわず、認可も得られません。

Q 何のための制度ですか。

A これまで、自治会等が所有する土地や集会施設などの登記は、自治会名で行うことができず、会長個人あるいは複数の代表者の共有名義でなされていました。そのため名義人の転居や死亡などによる名義の変更や相続などに問題が生じていました。

このような問題を解消するため、自治会の法人格取得を可能にし、団体名義で不動産登記を可能にしようとするために創られた制度です。

Q 団体への加入率は関係しますか。

A 地縁団体として認可を受ける場合は、その団体への加入は、世帯単位ではなく個人単位の加入とすることが認可要件のひとつであり、一般的には区域内の住民の概ね過半数が構成員（会員）となっていれば、この要件は満たすものと考えられています

Q 団体の名義で登記できる資産はどんなものですか。

A 登記、登録を要する資産の中で、自治会等の地域的共同活動に資すると見込まれるものに限りです。

①土地・建物に関する権利（所有権、地土権、抵当権、賃借権等）

②立木の所有権、抵当権

③登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）

④①～③のほか地域的な共同活動に資する資産（例えば、地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する除雪のための車両、福祉の用に供する車両又は警備の用に供する車両や船舶等）

※令和3年5月に、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第11次一括法）が公布され、地方自治法の一部が改正されました。このことにより、令和3年11月26日以降、地縁による団体は、不動産の保有（予定）の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市長の認可を受けることが可能となりました。

Q 地縁団体として認可を得た場合、税金関係はどうなりますか。

A 不動産の保存登記、移転登記は、その評価額に対して登録免許税がかかります。また、譲渡所得の対象となる場合がありますので、事前に関係機関に相談してください。

Q 地縁団体として認可を受けるにはどうしたらいいですか。

A 自治会等の自主的な判断で行うこととなりますが、認可を受けるためには、いくつかの要件を満たす必要があります。

#### ○認可申請手続について

書類審査により認可の判断がなされますが、認可を得るためにはいくつかの要件を満たしていなければなりません。

地縁による団体が法人格を得るための4つの要件（地方自治法第260条の2）

①認可を申請する団体が、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持・形成のために地域的な共同活動を行っていること。

解説：地域的な共同活動とは住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等をいいます。

②地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして相当の期間にわたって存続していること。

③その区域に住居を有する全ての個人が構成員（会員）となることができ、相当数の者が現に構成員（会員）となっていること。

解説：全ての個人とは、年齢性別等を問わず区域に住居を有する全てをいい、これに反するような加入資格等を規約に定めることは認められません。また、相当数とは、区域の住民の概ね過半数と考えられています。

④規約を定めていること。

解説：法人格を得る上では、規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります、次の8つの項目を必ず定めることになっています。

現在の規約に定めがない場合には、規約の改正が必要です。

- ・目的 ・名称 ・区域 ・事務所の所在地
- ・構成員（会員）の資格に関する事項 ・代表者に関する事項
- ・会議に関する事項 ・資産に関する事項

## ○申請までの一般的な流れ

まず、自治会等の現行の規約に基づき総会を開き、認可申請を行うかどうかの議決を行う必要があります。

その他、申請に必要となる下記の重要事項の決定を行っておくことも重要です。

### ①規約の決定

現行規約の改正案について決定を行います。

### ②構成員（会員）の確定

認可申請には構成員（会員）の名簿を添付しますが、この名簿により相当数の者が構成員（会員）となっているかを判断し、その確定を行います。

### ③代表者の決定

認可申請は、当該団体の代表者が行うことになっています。

### ④保有資産の確定（※令和3年11月26日以降不要）

現に保有している資産及びこれから保有する予定の資産について記載します。

## 1 認可申請

所定の認可申請書に次の書類を添付し、代表者が申請を行います。

- ・規約
- ・総会資料（前年度の活動実績、決算が分かるもの）
- ・総会議事録抄本  
（認可を申請することについて総会で議決したことを証明するもの）
- ・会員の名簿（子どもを含む自治会全員の氏名、住所を明記したもの）
- ・保有資産目録及び保有資産予定目録（※令和3年11月26日以降不要）
- ・代表証明書及び承諾書（申請者が代表者であることを証明するもの）
- ・代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無
- ・代理人の有無

## 2 印鑑登録

地縁団体としての認可を得られたら、その団体名義で資産の登記・登録ができます。

法務局で移転登記等の手続を行う際の添付書類として、「認可地縁団体印鑑登録証明書」が必要になります。そこで次の点に留意し印鑑登録申請を行います。

### ①登録資格者は、認可地縁団体の代表者です。

- ・印鑑登録申請書に代表者個人の印鑑登録印を押印し、合わせて代表者個人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内）を添付します。
- ・申請者が代表者本人であることを確認しますので、運転免許証などの身分証明書を提示いただきます。

### ②次に該当する場合は、認可地縁団体印鑑の登録はできません。

- ・印影の大きさが1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は一辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの

- ・ ゴム印その他の印で変形しやすいもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの